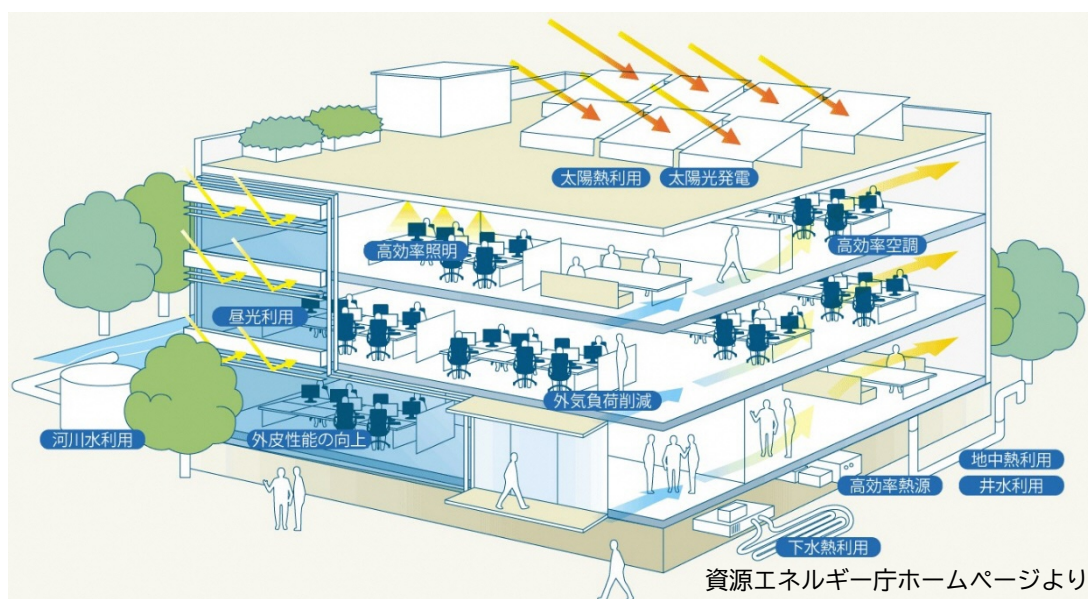


令和4年度 事業用省エネルギー設備等 導入促進事業費補助金



◎各種様式等詳細は、ホームページも併せてご確認ください。



松戸市 事業用省エネルギー設備

検索

担当者の方の本人確認をさせていただきます。

※担当者の方の社員証、保険証、名刺のうち2点以上を申請時にご提示ください。

※郵送又は代行業者による持ち込みの場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

提出書類が揃っているか、チェックリストでご確認の上ご申請下さい！！

目次

1	補助金の概要	1
2	補助金の申請	2
3	申請者の要件	2
4	事業ごとの要件及び必要書類.....	3
4-1	Z E B	3
4-2	省エネ診断による設備改修等	5
5	よくある質問等	7
6	補助対象設備等の処分の制限.....	7
7	各種様式の記入例.....	8
8	補助金の交付までの流れ.....	12

1 補助金の概要

事業用省エネルギー設備等を導入する事業者に、補助金を交付します。
補助対象となる事業及び経費、補助金額は次のとおりです。

補助対象事業の種類	補助対象経費	補助金の額
ゼロエネルギービル (ZEB)	建築・改修費（高性能建材や空調、換気、照明、給湯等の機器及びBEMS装置、蓄電システム等の設置費用）及び工事費（補助対象設備の据付に不可欠な工事費用。資材等の運搬費及び既存建築物の撤去・処分に係る費用を除いたもの。）	上限100万円
省エネ診断による 設備改修等 ※「省エネ診断による設備改修等」については、 実施前に省エネルギー 診断が必要です！	設備本体（空調、換気、照明、給湯等の機器、BEMS等のエネルギー管理システム、再生可能エネルギーシステム、蓄電システム等）及び付属品の購入費、工事費（据付・配線工事等の補助対象設備の改修等に不可欠な工事費用とし、資材等の運搬費及び既存設備の処分に係る費用を除いたもの。）	補助対象経費×1/3 上限40万円

- ※ 補助対象経費は、消費税及び国その他の団体からの補助金を受けている場合はその額を控除した額とします。
- ※ 補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとします。
- ※ 補助金の交付回数は、補助対象事業ごとに一事業者につき一回限りとします。

2 補助金の申請

(1) 申請期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月30日（木）まで

※申請書類に不備や不足がなく揃った時点ではじめて受付となります。

※申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

(2) 申請方法

持参又は郵送（上記期日までに必着）

※郵送の場合は、追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

(3) 申請先

松戸市 環境政策課 ※支所等での受付は行いません。

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

市役所新館6階

3 申請者の要件

- (1) 市内で事業を営み、事業所を有すること。
- (2) 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 補助対象事業を実施する事業所等を第三者が所有している場合は、所有者の同意を得ていること。
- (5) 補助対象設備等の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること。
- (6) 補助対象事業の工事完了日又は引渡日の翌日から1年以内であること。

4 事業ごとの要件及び必要書類

4-1 ZEB

(1) ZEBの要件

ア ZEB ロードマップ検討委員会等が定める ZEB の要件を満たしていること。

※対象となる ZEB : 「ZEB」、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented

イ 国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業若しくは二酸化炭素排出抑制対策事業により補助金の交付を受けていること、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネ性能表示（建築物省エネルギー性能表示制度等、第三者認証を受けているものに限る。）により認証されていること。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の提出が必要。
市内に事業所等を有することを証する書類	【書類例】 履歴事項全部証明書（概ね3か月以内）等の写し、営業許可証の写し等
補助対象事業であることを証する書類	【書類例】 国補助金の額の確定通知書の写し、BELS評価機関が発行する評価証の写し
契約書等の写し	補助対象となる経費の明細、工事完了(予定)日等が記載されているもの。 <u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を合わせて提出。 <u>工事の完了日の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書を工事業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】 ※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書等を併せて提出すること。

領収書の写し	補助対象事業に係る但し書きが記載されているもの。 【例】ZEBの建築（改修）
工事実施状況等を確認できる写真	補助対象事業に係る工事前及び工事後の状況が撮影されているもの。※工事中と思われるものは不可。
接続契約締結を証する書類の写し ※再生可能エネルギー発電設備を導入した場合のみ	【書類例】 ・電気に係る接続契約のご案内の写し ・発電された電力の売電明細の写し



併せて松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

4-2 省エネ診断による設備改修等

(1) 事業の要件

- ア 別に記載の事業者等が実施する省エネルギー診断に基づき、事業所等に係る設備の改修等を行うこと。(診断の有効期限は、診断日から3年、又は、診断書に記載の有効期限日のうち早い方とする。)
- イ 改修等の実施前と比べて事業所全体のエネルギー使用量(原油換算)、又は温室効果ガス排出量で10%以上削減できること。ただし、下記のものの削減割合は含まない。
- (ア) PPA事業など申請者が費用を負担しない改修等
 - (イ) 設備の使用方法(照明の使用時間の短縮、エアコンの設定温度の変更等)など、直接設備の改修等を伴わないもの
 - (ウ) 非常用や予備用など常用ではないもの
- ウ 改修で導入する設備等は申請者が所有すること。リース不可。

(2) 必要書類

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙)	必要事項を記入し押印すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の提出が必要。
市内に事業所等を有することを証する書類	【書類例】 履歴事項全部証明書(概ね3月以内)等の写し、営業許可証の写し等
補助対象事業であることを証する書類	省エネルギー診断書の写し 下記の機関等で診断されたものが対象。 ア 省エネお助け隊(経産省補助事業) https://www.shoene-portal.jp/  イ 一般財団法人省エネルギーセンター https://www.shindan-net.jp/  ウ エネルギー管理士 免状の写しを併せて提出。 エ 電気事業者、ガス事業者など 診断書には、診断事業者の社印を押印すること。

<p>契約書等の写し</p>	<p>補助対象となる経費の明細、設備の設置数、工事完了(予定)日等が記載されているもの。 ※設備の種類や台数等について、診断内容と異なる工事は補助対象外。</p> <p><u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を合わせて提出。 <u>工事の完了日の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書を工事業者に作成してもらい、合わせて提出。【要原本】</p> <p>※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書等を併せて提出すること。</p>
<p>領収書の写し</p>	<p>補助対象事業に係る但し書きが記載されているもの。 【例】空調機の改修</p>
<p>工事実施状況等を確認できる写真</p>	<p>補助対象事業に係る工事前及び工事後の状況が撮影されているもの。※工事中と思われるものは不可。</p>
<p>接続契約締結を証する書類の写し ※再生可能エネルギー発電設備を導入した場合のみ</p>	<p>【書類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気に係る接続契約のご案内の写し ・発電された電力の売電明細の写し

併せて松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

5 よくある質問等

Q1 書類に不備や不足等があった場合は？

A 窓口申請の場合は、その場で修正箇所等をお伝えした上で、返却します。
また、郵送申請の場合は、修正箇所等を確認し、返送しますので、**余裕を持った申請をお願いします。修正等を行った上で、改めてご申請ください。**

Q2 請負業者が申請手続きを代行することは可能ですか？また、代行する場合、委任状等は必要ですか？

A 申請者本人の了承を得ていれば、代行可能です。委任状等は必要ありません。

Q3 工事着工完了届出書はどんな時に必要となりますか。

A 工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が契約書に明記されていない場合や記載されていたとしても実際の日がちと異なる場合、契約書と併せて**工事着工完了届出書(要原本)**が必要となります。

Q4 クレジット(銀行振り込み)による支払いのため、領収書がありません。領収書の写しを添付しなくても構いませんか？

A 領収書が発行されない場合は、市ホームページから「領収証明書」をダウンロードし工事業者に作成を依頼したうえ、原本を提出してください。

6 補助対象設備等の処分の制限

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める耐用年数未満で、補助対象設備等を市長の承認なく処分してはいけません。

7 各種様式の記入例

第1号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所 〒271-2213
松戸市根本387-5

フリガナ カブシキガイシャ マツドダツタンソ
ダイヒョウトリシマリヤク
マツド ショウエネタロウ

申請者 氏 名 株式会社 松戸脱炭素
代表取締役 松戸 省エネ太郎
(事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 047-366-7089



松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書に代表者の印を押印してください。この
松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定に
より、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の種類 ※該当事業に☑	<input type="checkbox"/> ゼロエネルギービルの購入、改修 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネ診断による設備改修等
補助対象事業を実施した事業所等の所在地	松戸市根本387-5
補助対象事業を実施した事業所等の名称	株式会社 松戸脱炭素
補助金交付申請額	400,000円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに <input checked="" type="radio"/> 同意します。 <input type="radio"/> 同意しません。 (該当するものに○)	

(添付書類)

同意した場合は、市長が公簿等で納税状況を確認します。
同意しない場合は、納税証明書の提出が必要です。

第1号様式別紙

補助対象設備の概要

1 ゼロエネルギービル

基準一次エネルギー消費量からの削減率(再生可能エネルギー含む)	120%
再生可能エネルギーの活用方法 ※発電設備を導入した場合のみ	<input checked="" type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 余剰電力を売電
工事完了日	令和 4年 4月 3日
補助対象事業の実施にかかった経費	(総額) 660,000,000円 (A) (うち消費税) 60,000,000円 (B)
国等の補助金額	400,000,000円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	200,000,000円

2 省エネ診断による設備改修等

改修等を実施する設備	空調の改修
省エネ診断日	令和 4年 4月 3日
エネルギー・CO2排出量削減率	27%
再生可能エネルギーの活用方法 ※発電設備を導入した場合のみ	<input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 余剰電力を売電
工事完了日	令和4年 4月 28日
補助対象事業の実施にかかった経費	(総額) 1,320,000円 (A) (うち消費税) 120,000円 (B)
国等の補助金額	0円 (C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	1,200,000円

第3号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

(宛先) 松戸市長

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

請求者 住所 松戸市根本387-5

氏名 株式会社 松戸脱炭素

代表取締役 松戸 省エネ太郎



年 月 日付け 第 号 代表者の印を押印してください。

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金について、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 400,000円

金融機関名	松戸銀行 本店						
	金庫 根本支店						
	組合 出張所						
	普通・当座						
口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	カ) マツダダツタンソ ダイヒョウトリシマリヤク マツド ショウエネタロウ						
口座名義	株式会社 松戸脱炭素 代表取締役 松戸 省エネ太郎						

申請者名義の口座をご記入ください。他の方名義の口座には振り込めません。

8 補助金の交付までの流れ

※交付(却下)決定までには、交付申請書受付後、6週間以上かかることがあります。



ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課（市役所新館6階）

TEL： 047-366-7089

FAX： 047-366-8114

E-mail： mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

令和4年4月1日作成